

## 宗教による消費者被害シンポジウム

宗教関係の消費者被害については、古くから靈感商法、開運商法等が取り上げられてきましたが、とりわけ近年は、安倍元首相銃撃事件を発端として、旧統一教会による消費者被害が世間の耳目を集めるようになりました。本年の7月11日、最高裁が、高齢の元信者が書いた「教団に返金を求めない」とする不起訴合意を内容とした念書を無効とする判決を出したことは記憶に新しいところです。そこで、消費者委員会としても、旧統一教会による消費者被害を中心として、宗教と消費者被害の関係性や具体的な被害の実態等について理解を深めるべく、本シンポジウムを企画しました。

本シンポジウムでは実際の被害者の方による被害事例報告のほか、日本基督教団の柳本伸良牧師、そして、テレビ出演などでもご活躍されているジャーナリストの鈴木エイト氏をお呼びして多角的な視点から宗教による消費者被害について議論を深めたいと思います。どなたでも参加できますので、是非ともご参加ください！

### 日時

2024年11月2日(土)  
13時30分～16時00分  
(13時00分開場)

### 会場

愛知県弁護士会館5階ホール  
名古屋市中区三の丸1-4-2

### プログラム(予定)

- ★第1部：《被害事例報告》  
報告者：被害者1名、弁護士(聴き手)
- ★第2部：《基調講演》  
報告者：柳本伸良牧師(日本基督教団)
- ★第3部：《基調講演》  
報告者：鈴木エイト氏(ジャーナリスト)



柳本伸良牧師



鈴木エイト氏



#### 【会場へのアクセス】

- 地下鉄・桜通線「丸の内駅」下車  
1番出口から 徒歩約5分
- 地下鉄・名城線「名古屋城駅」下車  
6番出口から 徒歩約7分

※参加方法は会場参加のみとなります。

お問合せ

愛知県弁護士会 第2課 人権・法制係

TEL: 052-203-4410 <https://www.aiben.jp/>

愛知県弁護士会主催